

第 9 回合併協議会協議事項

協議案第 1 8 号	新市建設計画について（継続協議）	P 1
協議案第 2 0 号	使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）	P 2
協議案第 2 2 号	町名、字名の取扱いについて（継続協議）	P 3
協議案第 3 2 号	介護保険事業の取扱いについて（継続協議）	P 4
協議案第 3 6 号	一部事務組合等の取扱いについて	P 5
協議案第 3 7 号	保健衛生事業の取扱いについて	P 6
協議案第 3 8 号	休日、夜間、救急診療の取扱いについて	P 7
協議案第 3 9 号	健康づくり事業の取扱いについて	P 8
協議案第 4 0 号	建設関係事業の取扱いについて	P 9

協議案第 18 号

新市建設計画について（継続協議）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項に規定する新市建設計画を次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

新市建設計画について

新市建設計画は、別紙のとおりとする。

使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

使用料、手数料等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

使用料、手数料等の取扱い

1. 各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
2. 各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。
3. 各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。

町名、字名の取扱いについて（継続協議）

町名、字名の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月14日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

町名、字名の取扱い

- 1．大館市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行のとおりとする。
- 2．比内町の区域内の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。
- 3．田代町の区域内の町（字）の区域および名称は、現行のとおりとする。

協議案第 3 2 号

介護保険事業の取扱いについて（継続協議）

介護保険事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 1 4 日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

介護保険事業の取扱い

- 1 . 介護保険認定審査会については、合併時に大館市に統合する。
- 2 . 第 1 号被保険者の保険料率については、平成 1 7 年度まで現行のとおりとし、平成 1 8 年度から統一する。
- 3 . 第 1 号被保険者の納期については、合併時に大館市の納期に統一する。
- 4 . 介護保険事業計画運営委員会については、合併時に大館市の制度に統合する。
- 5 . 介護保険事業計画については、平成 1 7 年度まで現行のとおりとし、平成 1 8 年度から統一する。
- 6 . 介護保険料の減免については、平成 1 7 年度まで現行のとおりとし、平成 1 8 年度から制度を再編する。
- 7 . 介護保険利用者負担金の減免については、合併時に大館市の制度に統一する。
- 8 . 介護保険要介護認定訪問調査については、平成 1 8 年度まで現行のとおりとし、平成 1 9 年度から大館市の制度に統一する。

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月14日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

一部事務組合等の取扱い

- 1．一部事務組合のうち、大館周辺広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務及び財産並びに一般職の職員をすべて新市に引き継ぐ。
比内町及び田代町は、秋田県市町村総合事務組合並びに秋田県市町村会館管理組合を合併の日の前日をもって脱退する。
- 2．大館市土地開発公社については、現行のとおり存続する。
比内町及び田代町は、合併前に秋田県町村土地開発公社から脱退する。
- 3．比内町及び田代町は公平委員会の事務の委託を、合併の日の前日をもって廃止する。
- 4．第三セクター等については、現行のとおり合併の日に新市に引き継ぐ。

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月14日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

保健衛生事業の取扱い

- 1．母子保健事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、妊婦健康診査については、合併時までには再編する。また、健康診査の実施会場については、地域の実情を考慮して決定する。
- 2．予防接種事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- 3．基本健診・各種検診事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮して決定する。

休日、夜間、救急診療の取扱いについて

休日、夜間、救急診療の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月14日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

休日、夜間、救急診療の取扱い

1. 休日夜間急患センター運営事業については、合併時に統合する。
2. 在宅当番・救急医療情報提供実施事業については、現行のとおり、大館市の制度を適用する。

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月14日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

健康づくり事業の取扱い

- 1 . 健康教育及び健康相談については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、対象者等については、合併時まで決定する。
- 2 . 市町村健康増進計画については、合併後に再編する。

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年9月14日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

建設関係事業の取扱い

1. 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については、大館市の基準に統一する。
2. 除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、除雪計画については、合併後に策定する。
3. 道路占用料については、合併時に現行の大館市の額に統一する。
4. 公営住宅等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。都市計画マスタープランについては、現計画を基本に新市において新たに策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。